特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	個人住民税関係事務では、運用･保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和8年10月20日

［令和7年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の内容	・地方税法（第三章第一節（市町村民税）および第二章第一節（道府県民税））に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税（本評価書では、以後「個人住民税」と称す）であり、その税額は、市町村が、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から、職権で決定している。 ・個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人に対する住民税としては、市町村が課すことのできる市町村民税（以後、個人市町村民税と称す）と、道府県が課すことのできる道府県民税（以後、個人道府県民税と称す）が存在する。 個人市町村民税および個人道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (1) 個人市県民税の賦課に関すること。 (2) 個人市県民税の課税台帳等の整備、保管に関すること。 (3) 諸願届の受付、処理に関すること。 (4) 市税に係る諸証明及び手数料の収納に関すること。 (5) 個人市県民税の収納整理に関すること。 (6) 個人市県民税の未収金の徴収、徴収猶予、換価猶予、延滞金の免除、滞納処分(差押え)及び納税指導に関すること。 (7) 個人市県民税の滞納処分(差押物件の引揚げ及び公売等)及び交付要求に関すること。 (8)窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	当初課税準備： ・納税義務者登録機能 　対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。 ・総括表作成機能 　総括表を作成する。 ・申告書出力機能 　課税対象者に対する個人住民税申告書を出力する。 ・課税資料登録機能 　納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 当初課税： ・当初課税機能 　申告情報等の各種資料の合算を行い、徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。 ・扶養否認登録機能 　扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。 ・納税管理人登録機能 　当初課税対象者が死亡となった場合に、納税管理人を確認し登録を行う。 ・当初通知書作成機能 　納税義務者宛の当初納税通知書を作成、通知する。 　みなし課税通知（地方税法第294条第3項）を当該他市町村へ通知する。 ・みなし課税通知情報登録機能 　他市町村から送付されたみなし課税通知情報を登録する。 ・調定表（当初）出力機能 　当初賦課処理結果を基にした調定表を出力する。 更正： ・未申告／修正申告受付登録機能 　未申告者に対する通知の作成、および未申告者からの申告書、または修正申告書等を受付け、 　登録する。 ・異動情報受付登録機能（特別徴収納税義務者） 　特別徴収義務者からの異動届出を受付け、徴収方法の変更を行う。 ・減免申請受付登録機能 　減免の申請を受付け、審査結果を登録する。 ・更正（税額変更）機能 　修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。 ・更正（変更）通知書作成機能 　税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正（変更）通知書を作成、通知する。 ・調定表（更正）出力機能 　例月賦課処理結果を基にした調定表を出力する。 発行： ・各種証明書発行機能 　所得証明書・課税（非課税）証明書を作成、交付する。 ・通知書発行機能 　納税通知書、納税変更通知書、所得照会書を作成、通知する。 照会： ・賦課情報照会機能 　課税台帳より、所得、控除、税額、期割等を照会する。 　事業所情報を照会する。 統計： ・統計情報作成機能 　山梨県に報告するための各種統計情報資料を作成する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ サービス検索・電子申請機能　　）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	賦課情報取込 ・賦課情報登録機能 　個人住民税業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 　更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。 収納 ・消込機能 　納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ・還付、充当機能 　還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、 　納税義務者へ充当通知書を通知する。 　充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 ・督促、催告機能 　納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、督促状を出力する。 　督促を実施しても納付が行われない納税者を抽出し、段階的に催告書を出力する。 口座振替管理機能 　納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、 　納付方法を登録、変更、取消を行う。 滞納繰越： ・滞納繰越機能 　前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 発行： ・各種証明書発行機能 　納税（付）証明書、完納証明書等を作成、交付する。 ・納付書再発行機能 照会： ・収納情報照会機能 　該当の者に対する、課税・収納情報等を照会する。 会計資料作成： 　収入日計表、収納月計表等の各種会計資料が作成できる。 （1）識別情報：対象者を正確に特定するために保有 （2）連絡先等情報：対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 （3）業務関係情報 ・国税関係情報：対象者の確定申告書等の情報に基づき、住民税額の算出・更正を行うために保有 ・地方税関係情報：算出した住民税額に基づき、対象者に対し納税通知・税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報：国保税・保険料の情報に基づき、社会保険料控除の算出を行うために保有 ・障害者福祉関係情報：身体障害者手帳の交付情報等に基づき、非課税者の抽出、障害者控除の算出を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出を行うために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報：保険料の情報に基づき、社会保険料控除の算出を行うために保有 ・年金関係情報：対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム3	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	滞納整理 ・滞納者登録機能 　収納情報より、滞納者を抽出し、滞納情報に登録する。 ・催告機能 　督促を促しても納付しない納税者に対して、催告書を出力する。 ・相談対応機能 　納税者より徴収猶予の申請を受付け、審査結果を登録する。 　納税義務者の納税計画に対する納税誓約書を受け取り、情報を管理する。 　納税義務者より、延滞金減免の申請を受付け、審査結果を登録する。 ・処分機能 　財産調査 　　収滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。 　交付要求 　　裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求を行う。 　　交付要求を行った旨を登録し、滞納者に通知する。 　差し押さえ 　　財産情報及び滞納情報に基づき、差押書を作成し、滞納者へ通知する。 　　財産を差し押さえ、差押情報を登録する。 　公売（換価） 　　差し押さえた財産に基づき、滞納者に換価通知書を送付して、公売を行い、換価情報を登録する。 　執行停止 　　所在不明、財産なし、資力なし等の徴収不能者に対して、滞納処分の執行を停止し、 　　執行停止情報を登録する。 決算： ・不納欠損 　執行停止及び時効により納税義務が消滅した時、滞納情報から該当データを抹消する。 ・滞納繰越 　前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 発行： ・各種証明書発行機能 　各種証明書等を作成、交付する。 ・ 納付書再発行機能 照会： ・滞納納情報照会機能 　該当の者に対する、滞納情報等を照会する。 統計資料作成： 　必要な統計資料を作成し、該当期間に報告する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	確定申告支援システム
②システムの機能	各種データ取込： ・宛名情報取込機能 　対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。 ・課税資料情報取込機能 　給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 ・社会保険料収納情報取込機能 　国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。 課税資料情報入力： ・支払報告書情報入力機能 　給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 ・申告情報入力機能 　申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、または住民税申告書の作成を行う。 課税資料チェック機能： 　各課税資料の関連チェックを行う。 当初課税データ作成機能： 　個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	申告書データ取込： ・申告書情報取込機能 　eL-TAXより連携されてくる確定申告書情報、付表情報を取り込む。 ・仕訳機能 　取り込んだ情報を設定したルールに従って仕訳けを行う。 課税資料情報入力： ・確定申告書情報入力機能 　取り込んだ確定申告書情報に対し、画像を参照しながら不足情報の入力を行う。 ・税法エラーチェック機能 　所得税法に基づいたエラーチェックを行う。 発行： 　確定申告書の出力を行う。 当初課税データ作成機能： 　個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。 国税庁から法定調書（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん）データを受領する。また、不要是正情報等を国税庁に送付する機能 他自治体との間で、住民登録外課税通知データ等を送付及び受領する等の機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 媒体での連携のため、他のシステムとの接続はしていない。　）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	・利用届出の審査 　事業所等からの申請を審査し、承認（否認）を行う。 ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の受信、審査 　給与支払者、年金支払者から送信された課税資料を受信し、審査を行う。 ・特別徴収関係書類の受信、審査、送付 　異動届出書、名称（所在地）変更届出書等を受信し、審査を行う。特別徴収税額通知書の送付を行う。 ・団体間回送データ管理 　寄附金税額控除に係る申告特例通知書（ふるさと納税ワンストップ特例通知書）の送受信を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 媒体での連携のため、他のシステムとの接続はしていない。　）
システム7	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	・団体内統合宛名番号管理機能 　団体内統合宛名番号の付番を行う。 　団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 　氏名・住所などの基本5情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバー連携機能 　中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム8	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	・符号管理機能　符号管理機能は情報照会，情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と，情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け，その情報を保管・管理する ・情報照会機能　情報照会機能は，情報提供ネットワークシステムを介して，特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う ・情報提供機能　情報提供機能は，情報提供ネットワークシステムを介して，情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う ・既存システム接続機能　中間サーバーと既存システム，宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容，情報提供内容，特定個人情報（連携対象），符号取得のための情報とうについて連携する ・情報提供等記録管理機能　特定個人情報（連携対象）の照会，又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し，管理する ・情報提供データベース管理機能　特定個人情報（連携対象）を副本として，保持・管理する ・データ送受信機能　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会，情報提供，符号取得のための情報等について連携する ・セキュリティ管理機能 ・職員認証・権限管理機能　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う ・システム管理機能　バッチ処理の状況管理，業務統計情報の集計，稼働状態の通知，保管切れ情報の削除を行う
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム9	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ マイナポータル申請管理　）

システム10	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 個人住民税申告ポータル　）

システム11～15

システム11	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ e-Gov電子申請サービス　）

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠）: 1,2,3,4.5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,118,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項 （情報照会の根拠）:48の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類　※	[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※	市内に住所を有する者、市内に住所を有しない課税対象者又は被扶養者、納税管理人、納税義務者の相続人
その必要性	住民税の適正な賦課徴収を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。また、転出した納税義務者に代わって納税管理を行う納税納管人、死亡した納税義務者の納税義務を承継した相続人の情報も保有する必要がある。
④記録される項目	[　100項目以上　]　＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[○] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
その妥当性	（1）識別情報：対象者を正確に特定するために保有 （2）連絡先等情報：対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 （3）業務関係情報 ・国税関係情報：対象者の確定申告書等の情報に基づき、住民税額の算出・更正を行うために保有 ・地方税関係情報：算出した住民税額に基づき、対象者に対し納税通知・税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報：国保税・保険料の情報に基づき、社会保険料控除の算出を行うために保有 ・障害者福祉関係情報：身体障害者手帳の交付情報等に基づき、非課税者の抽出、障害者控除の算出を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出を行うために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報：保険料の情報に基づき、社会保険料控除の算出を行うために保有 ・年金関係情報：対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 健康保険課、収納推進課、市民課、資産税課、生活福祉課、長寿介護課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、日本年金機構 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） [○] 民間事業者 （ 給与支払者 ） [○] その他 （ 給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構を除く） ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ eLTAXシステム（eLTAX国税連携システム、eLTAX審査システム）、マイナポータル申請管理、サービス検索・電子申請機能 ）
③使用目的 ※		各種申告書の受付、住民税額の算出・通知、証明書の発行
④使用の主体	使用部署	市民税課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		（1）申告等情報の取得 申告等情報から住民の所得情報、控除情報、扶養情報等を把握する。 申告等情報又は住民票関係情報から、申告者及び被扶養者の個人番号、賦課期日時点の住所、世帯状報を把握する。 医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報から控除、非課税を把握する。 （2）住民税の賦課、通知に関する事務 （1）で収集した申告等情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、納税通知書・税額通知書等の印刷、封入・封緘を依頼する。 納税義務者、給与支払者、年金保険者へ納税通知書・税額通知書等を送付する。 申告等情報の追加・更正があった場合には、個人住民税情報を更新し、納税義務者・給与支払者・年金保険者へ必要な通知書等を送付する。 （3）特別徴収対象者の異動に関する事務 特別徴収義務者からの異動届出書等に基づき、特別徴収の開始又は中止、普通徴収への変更等を行う。 （4）証明書発行に関する事務 課税対象者からの申請に基づき、個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。
	情報の突合	（1）申告等情報と障害者福祉関係情報を突合し、課税・非課税及び控除額を確認する。【上記(1)(2)】 （2）申告等情報と医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合し、控除額を確認する。【上記(1)(2)】 （3）課税対象者情報と生活保護・社会福祉関係情報を突合し、非課税者を確認する。【上記(2)】 （4）申告等情報と住民票関係情報を突合し、課税権の有無、被扶養者の住所、納税通知の送付先を確認する。【上記(2)】
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 5 ） 件
委託事項1		システム保守業務
①委託内容		住民税システムの保守
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社電算
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
再委託	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		給報等データ作成処理業務
①委託内容		給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の情報の住民税システムへの登録
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社電算
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	契約書に定められた協力事業者以外は、原則として再委託は行わない。なお、契約書に定められた協力事業者は契約締結時に特定個人情報の適切な安全管理措置が図られていることを確認している。 協力事業者以外の事業者に再委託を行う場合は、委託事業者から書面にて再委託願及び再委託先から特定個人情報の適正な安全管理措置が図られていることが確認できる書類を授受し承諾書を発行する。 また、委託先及び再委託先に対して実地監査、調査等を行うことができることとしている。
再委託	⑥再委託事項	契約書に定められた協力事業者以外は、原則として再委託は行わない。なお、契約書に定められた協力事業者は契約締結時に特定個人情報の適切な安全管理措置が図られていることを確認している。 協力事業者以外の事業者に再委託を行う場合は、委託事業者から書面にて再委託願及び再委託先から特定個人情報の適正な安全管理措置が図られていることが確認できる書類を授受し承諾書を発行する。 また、委託先及び再委託先に対して実地監査、調査等を行うことができることとしている。
委託事項3		納税通知書・税額通知書の印刷作業の委託
①委託内容		年度当初課税時の納税通知書・税額通知書・納付書の印刷
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社電算
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
再委託	⑥再委託事項	

委託事項4		納税通知書・税額通知書の封入封緘作業の委託
①委託内容		年度当初課税時の納税通知書・税額通知書・納付書の封入封緘
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社電算
再委託	④再委託の有無 ※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書に定められた協力事業者以外は、原則として再委託は行わない。なお、契約書に定められた協力事業者は契約締結時に特定個人情報の適切な安全管理措置が図られていることを確認している。 協力事業者以外の事業者に再委託を行う場合は、委託事業者から書面にて再委託願及び再委託先から特定個人情報の適正な安全管理措置が図られていることが確認できる書類を授受し承諾書を発行する。 また、委託先及び再委託先に対して実地監査、調査等を行うことができることとしている。
	⑥再委託事項	納税通知書・税額通知書・納付書の封入封緘
委託事項5		eLTAXシステム保守業務
①委託内容		eLTAXシステム（審査システム及び国税連携システム）の運用・保守
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社TKC
再委託	④再委託の有無 ※	[　再委託しない　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 64 ）件 [○] 移転を行っている （ 28 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	別紙1の通り
①法令上の根拠	別紙1の通り
②提供先における用途	別紙1の通り
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先2～5	
提供先2	納税義務者（納税管理人その他の納税義務者の代理人、死亡した納税義務者の納税義務を承継した相続人を含む。）
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	納税等
③提供する情報	住所、氏名、税額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	当初課税時（5月、6月）、及び随時

提供先3	特別徴収義務者として指定した給与支払者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収事務の実施
③提供する情報	住所、氏名、特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者のうち特別徴取対象給与所得者
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [○] その他　（ eLTAX審査システム　　）
⑦時期・頻度	当初課税時（5月）、及び随時
提供先4	特別徴収義務者である年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収事務の実施
③提供する情報	支払回数割特別徴収税額その他総務省令で定める事項、特別徴取対象年金所得者がそれに該当しなくなった場合はその旨
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者のうち特別徴取対象年金所得者
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [○] その他　（ eLTAX審査システム　　）
⑦時期・頻度	当初課税時（7月）、及び随時

提供先5	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	国税の賦課徴収
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [○] その他　（ eLTAX国税連携システム、個人住民税システム（閲覧）　）
⑦時期・頻度	随時
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [○] その他　（ 個人住民税システム（閲覧）　）
⑦時期・頻度	随時

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時
提供先8	
提供先9	
提供先10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別紙2の通り
①法令上の根拠	別紙2の通り
②移転先における用途	別紙2の通り
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	移転する情報の照会要求があった都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・当市では課税データを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・建物及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置としては、中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 　特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・eLTAX認定委託先事業者における措置としては、サーバは認定委託先事業者のデータセンター内に設置され、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理するとともに、サーバーへのアクセスもシステム運用担当社員に限定している。 特定個人情報は、データセンター内の金庫に保管され、データの持ち出しは認定委託先事業者変更の際のみに限定される。 ・クラウドサービスの利用において、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止等の契約をし厳重に管理する。 ・特定個人情報は、クラウドサービスを利用したデータベース内に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存される。 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ・サービス検索・電子申請機能に関しては、常時施錠されたオペレーションルームにて個人番号付電子申請データを管理しており、入退室には指紋認証等の厳重な入退室管理を実施している。 ・事業者に関しては、事前に本番アクセスの申請を許可された者のみ個人番号付電子申請データベースへのアクセスを可能としている。 ・サービス検索・電子申請機能は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。 ・e-Gov電子申請サービスに関しては、個人番号付電子申請データに事業者がアクセスできないようにアクセス制御を実施している。 ・e-Gov電子申請サービスは、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。

7. 備考

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類　※	[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※	賦課期日（1月1日）時点で当市に住所を有する個人、または当市内に事業所または家屋敷を有する個人で当市に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告（給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等）があった者で収納情報を保有する者
その必要性	課税台帳情報ファイルによる賦課情報を使用し作成されるため。
④記録される項目	[　50項目以上100項目未満　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
主な記録項目　※	・識別情報 [　]個人番号　[　]個人番号対応符号　[○]その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [　]5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[　]連絡先（電話番号等） [　]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　]国税関係情報　[○]地方税関係情報　[　]健康・医療関係情報 [　]医療保険関係情報　[　]児童福祉・子育て関係情報　[　]障害者福祉関係情報 [　]生活保護・社会福祉関係情報　[　]介護・高齢者福祉関係情報 [　]雇用・労働関係情報　[　]年金関係情報　[　]学校・教育関係情報 [　]災害関係情報 [　]その他　（　　）
その妥当性	個人番号：収納情報の個人を正確に特定するために保有（参照）する。 その他識別情報（内部番号）：当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号（宛名番号）を保有する。 地方税関係情報：納付の元となる課税（調定）情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	収納推進課収納係

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 収納推進課、市民税課、資産税課、健康保険課、長寿介護課、住宅課等 ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の地方公共団体等 ） [○] 民間事業者 （ 金融機関等 ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[ ] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		納税義務者の個人番号を利用し、より正確且つ効率的な徴収事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	収納推進課、市民税課、資産税課、健康保険課、長寿介護課、住宅課等
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		1．徴収事務 同一納税義務者にも関わらず、複数の収納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。
	情報の突合	1．徴収事務 ・収納情報を照合するにあたり、個人番号を利用して名寄せを実施する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		収納システムのシステム保守及び運用
①委託内容		システムの保守及び運用管理を行う。
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社電算
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書に定められた協力事業者以外は、原則として再委託は行わない。なお、契約書に定められた協力事業者は契約締結時に特定個人情報の適切な安全管理措置が図られていることを確認している。 協力事業者以外の事業者に再委託を行う場合は、委託事業者から書面にて再委託願及び再委託先から特定個人情報の適正な安全管理措置が図られていることが確認できる書類を授受し承諾書を発行する。 また、委託先及び再委託先に対して実地監査、調査等を行うことができることとしている。
	⑥再委託事項	システムの保守及び運用管理を行う。
委託事項2～5		
委託事項2		帳票プリントサービス
①委託内容		督促状等の印刷作業を行う。
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社電算
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書に定められた協力事業者以外は、原則として再委託は行わない。なお、契約書に定められた協力事業者は契約締結時に特定個人情報の適切な安全管理措置が図られていることを確認している。 協力事業者以外の事業者に再委託を行う場合は、委託事業者から書面にて再委託願及び再委託先から特定個人情報の適正な安全管理措置が図られていることが確認できる書類を授受し承諾書を発行する。 また、委託先及び再委託先に対して実地監査、調査等を行うことができることとしている。
	⑥再委託事項	督促状等の印刷及び封入・封緘作業を行う。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　　] 提供を行っている　（　　）件　[　　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	・当市では課税データを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・建物及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。 ・クラウドサービスの利用において、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止等の契約をし厳重に管理する。 ・特定個人情報は、クラウドサービスを利用したデータベース内に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存される。
7. 備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名	
処分情報ファイル	
2．基本情報	
①ファイルの種類　※	[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※	賦課期日（1月1日）時点で当市に住所を有する個人、または当市内に事業所または家屋敷を有する個人で当市に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告（給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等）があった者で滞納情報を保有する者
その必要性	地方税法第331条、第334条に基づき、滞納された住民税等の徴収を適正に行うため。
④記録される項目	[　　10項目以上50項目未満　　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　　4）100項目以上
主な記録項目　※	・識別情報 [　　] 個人番号　　[　　] 個人番号対応符号　　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　　[　　] 連絡先（電話番号等） [　　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　　] 国税関係情報　　[○] 地方税関係情報　　[　　] 健康・医療関係情報 [　　] 医療保険関係情報　　[　　] 児童福祉・子育て関係情報　　[　　] 障害者福祉関係情報 [　　] 生活保護・社会福祉関係情報　　[　　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　　] 雇用・労働関係情報　　[　　] 年金関係情報　　[　　] 学校・教育関係情報 [　　] 災害関係情報 [　　] その他　（　　）
その妥当性	個人番号：収納情報の個人を正確に特定するために保有（参照）する。 その他識別情報（内部番号）：当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号（宛名番号）を保有する。 地方税関係情報：納付の元となる課税（調定）情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	収納推進課滞納整理係

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 収納推進課、市民税課、資産税課、健康保険課、長寿介護課、住宅課等 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 税務署、法務局等 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の地方公共団体等 ） [○] 民間事業者 （ 金融機関等 ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ eLTAXシステム（eLTAX国税連携システム、eLTAX審査システム） ）
③使用目的 ※		納税義務者の個人番号を利用し、より正確且つ効率的な滞納整理事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	収納推進課、市民税課、資産税課、健康保険課、長寿介護課、住宅課等
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		1．滞納整理事務 同一納税義務者にも関わらず、複数の滞納情報が発生していた場合の名寄せを行い、滞納情報を一元管理する。
	情報の突合	1．滞納整理事務 ・滞納情報を照合するにあたり、個人番号を使用して名寄せを実施する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託しない] （ ） 件 ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[ ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　　] 提供を行っている　（　　）件　[　　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・当市では課税データを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・建物及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。 ・クラウドサービスの利用において、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止等の契約をし厳重に管理する。 ・特定個人情報は、クラウドサービスを利用したデータベース内に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存される。

7. 備考

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報

1，個人住民税情報2，課税年度3，総所得金額等4，合計所得金額5，合計所得金額情報6，総所得金額7，総所得金額情報8，給与所得額9，給与所得額情報10，給与収入額11，給与専従者収入額12，特定支出の額13，所得金額調整控除額14，雑所得額（総合）15，雑所得額（総合）情報16，公的年金等所得額17，公的年金等収入額18，公的年金等以外雑所得額（総合課税）19，事業所得額20，事業所得額情報21，営業等所得額22，農業所得額23，特例肉用牛所得額24，不動産所得額25，利子所得額（総合）26，配当所得額（総合）27，譲渡所得額（総合）28，譲渡所得額（総合）情報29，長期譲渡所得額（特別控除前）30，特別控除額（長期譲渡所得）31，短期譲渡所得額（特別控除前）32，特別控除額（短期譲渡所得）33，一時所得額（総合）34，山林所得額35，退職所得額（総合）36，譲渡所得額（申告分離）37，譲渡所得額（申告分離）情報38，長期譲渡所得額（特別控除前）39，特別控除額（長期譲渡所得）40，長期一般所得額（特別控除前）41，特別控除額（長期一般所得）42，長期特定所得額43，長期軽課所得額（特別控除前）44，特別控除額（長期軽課所得）45，短期譲渡所得額（特別控除前）46，特別控除額（短期譲渡所得）47，短期一般所得額（特別控除前）48，特別控除額（短期一般所得）49，短期軽減所得額（特別控除前）50，特別控除額（短期軽減所得）51，株式等譲渡所得額（申告分離）52，株式等譲渡所得額（申告分離）情報53，一般株式等譲渡所得額54，上場株式等譲渡所得額55，上場株式等配当等所得額（申告分離）56，先物取引雑所得額（申告分離）57，条約適用利子等の額58，条約適用配当等の額59，特例適用利子等の額60，特例適用配当等の額61，繰越控除額62，繰越控除額情報63，純損失繰越控除額64，居住用財産譲渡損失繰越控除額65，特定居住用財産譲渡損失繰越控除額66，上場株式等譲渡損失繰越控除額67，特定株式等譲渡損失繰越控除額68，先物取引差金等決済損失繰越控除額69，雑損失繰越控除額70，雑損控除額71，医療費控除額72，小規模共済等掛金控除額73，社会保険料控除額74，生命保険料控除額75，地震保険料控除額76，配偶者特別控除額77，配偶者控除等78，扶養控除79，扶養控除情報80，一般81，特定82，老人83，同老84，１６歳未満扶養者数85，障害者控除86，障害者控除情報87，普障88，特障89，同特90，本人該当区分91，同一生計配偶者92，控除対象障害者93，控除対象寡婦・ひとり親94，控除対象勤労学生95，扶養控除対象96，１６歳未満扶養親族97，専従者控除額98，所得控除合計額99，課税所得額（課税標準額）100，市町村民税__税額控除前所得割額101，市町村民税__調整控除額102，市町村民税__調整額103，市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額104，市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】″105，市町村民税__寄附金税額控除額106，市町村民税__寄附金税額控除額【税源移譲前】″107，市町村民税__外国税控除額108，市町村民税__配当控除額109，市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額110，市町村民税所得割額111，市町村民税所得割額【税源移譲前】112，市町村民税均等割額113，都道府県民税所得割額114，都道府県民税均等割額115，居住用損失額116，市町村民税所得割額（減免前）117，市町村民税均等割額（減免前）118，減免税額119，所得税確定申告書の提出の有無120，住民税申告書の提出の有無121，住民登録外課税の有無122，住民登録外課税者の課税地市区町村コード123，市町村民税　定額減税額124，市町村民税所得割額（定額減税前）125，市町村民税所得割額【税源移譲前】（定額減税前）126，都道府県民税　定額減税額127，都道府県民税所得割額（定額減税前）

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	（1）対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 　既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」と言う。）からの住民票関係情報の入手については、既存住基システムに登録された情報を統合宛名管理システム経由で取得するため、課税対象者である甲府市民以外の情報を入手することはない。 　住民からの申告書を受け付ける際には、本人が記載した住所・氏名・生年月日による身元確認及び個人番号カード等による番号確認を実施し、課税対象者とならない者に対しては申告すべき先の指導を行う。 　住民以外から取得した申告等情報で、甲府市の課税対象者情報と紐付かないものについては課税対象の適否調査を行い、他自治体の課税対象と認められる資料は速やかに当該自治体に資料回送し、保有・保管は行わない。 　庁内連携システムからの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施す。 　eLTAXシステムを介した申告等情報の入手については、地方税ポータルセンタでは申告等情報の提出等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があり、申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、eLTAX審査システムが地方税ポータルサイトから対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。また、国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が甲府市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 　個人番号の提出が必要なものの要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 　マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 　申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 （2）必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 　住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載することのないようにする。 　庁内連携システムからの住民票関係情報等の入手、住民以外からの申告等情報の入手、住基ネットからの住登外者情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 　eLTAXシステムからの申告等情報の入手については、eLTAXシステムでは、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ 　住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ・マニュアルやWeb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものかを明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 【入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 【入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えいが起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行う。 他業務からアクセスされる住民情報の基本情報を保持するテーブルと、特定個人情報を含むテーブルを切り離し、不必要な業務からアクセスできないように管理する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	・既存住基システムへのアクセスは、職員ごとに認証を行う。また、職員ごとに利用できる機能に制限をかけ、権限のない機能は利用できない仕組みとする。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容		（1）従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 システム利用職員への、事務外利用の禁止等を徹底する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ サービス検索・電子申請機能へのへアクセスできる端末を制限する。 （2）特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し徹底する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、外部記憶媒体へ限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【アクセス権限の発効・失効の管理】 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。 【アクセス権限の管理】 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 【特定個人情報の使用の記録】 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
本ファイルを表示させるディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 本ファイルを表示させるディスプレイ画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【従業者が事務外で使用するリスクへの措置】 ・サービス検索・電子申請機能へのへアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置】 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようにシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	・秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　　4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定し、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けることとする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

(1)特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
閲覧や更新権限を持つものを必要最小限にする。
閲覧や更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
閲覧や更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用が出来ないようにする。

(2)eLTAX認定委託先事業者における情報保護管理
eLTAX国税連携システムの運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者であり、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果の報告を受けている。eLTAX審査システムの運営に関する業務についても、これに準じた確認を行っている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]　＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	他自治体への提供（申告情報回送）については、複数職員による確認、記録簿への記載を行う。 eLTAX審査システムでの情報提供については、あらかじめ定められた手順・仕様に基づく連携であり、税務担当者ID・パスワードでの認証を行うとともに、提供データは利用者ID又は提供先のコードにより提供先が設定される。 eLTAX国税連携システムでの情報提供については、あらかじめ定められた手順・仕様に基づく連携であり、職員ごとにユーザID・パスワードでの認証を行うとともに、国税庁以外には提供先を設定できない仕様となっている。 システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、移転・提供する機能をシステム上設けない。 システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、閲覧や更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用が出来ないようにする。
その他の措置の内容	制度改正等により提供内容や移転内容等に変更があった場合は、庁内において速やかに情報共有をする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	（1）中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※1：情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 ※2：番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 ※3：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	（1）中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
（1）中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 （2）中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新をしている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置として、中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 　中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 　導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・eLTAX認定委託先事業者における措置として、サーバーを認定委託先事業者のデータセンターに設置し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。データはデータセンター内の金庫に保管するとともに、システムの運用環境と開発環境を完全分離し他業務との混在によるリスクを回避する。 ・サーバーへの外部からのアクセスはLGWAN回線のみ許可（暗号化あり）するとともに、内部でのアクセス制限、操作端末の生体認証によるロック解除、アクセスログの確認を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【物理的対策】 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウド事業者が提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 【物理的対策】 ・システムを使用する端末については、セキュリティーワイヤーによる固定を行う。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可としている。 【技術的対策】 ・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏洩等が起こらないようにしている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【物理的対策】 ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 ・e-Gov電子申請サービスは、日本国内でデータを保管し、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守することで、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクを防止している。 【技術的対策】 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能と e-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
【物理的対策】 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 【技術的対策】 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置】 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置】 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ・サービス検索・電子申請機能に保存された個人番号付電子申請データは、申請から5営業日後に自動的に論理削除され、申請から60日後に自動的に物理削除される。 ・e-Gov電子申請サービスに保存された個人番号付電子申請データは、サービス検索・電子申請機能にデータ取得後、7日後に自動的に削除される。

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	・毎年、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。

10. その他のリスク対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びそのデータの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事業の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ 収納情報ファイルについては、課税台帳情報ファイルに登録されている課税情報から作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（システム1）、（システム2）、（システム3）」ー「2. 特定個人情報の入手」ー「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜収納管理システム（宛名管理機能）における措置＞ 宛名管理システムにおいては、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報（5情報）とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務（システム）以外では、アクセスできないようにしている。 ＜収納管理システムにおける措置＞ ・番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。（個人番号を物理的に表示しない）また、収納管理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・収納管理システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ＜収納管理システムの運用における措置＞ ・収納管理システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 3）課題が残されている	2）十分である
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている	2）行っていない
具体的な管理方法	＜収納管理システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ＜収納管理システムの運用における措置＞ ・不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 3）課題が残されている	2）十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	・秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法	情報セキュリティ事故防止を目的とし、委託事業者が再委託先に「秘密情報管理実施要領」を遵守させている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新をしている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【物理的対策】 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウド事業者が提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	・毎年、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。

10. その他のリスク対策
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びそのデータの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事業の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
処分情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ 滞納情報ファイルについては、課税台帳情報ファイルに登録されている課税情報および、収納情報ファイルから作成されるものであり、本項はその元となる「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（システム1）、（システム2）、（システム3）、（システム4）」ー「1. 特定個人情報の入手」ー「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜滞納管理システム（宛名管理機能）における措置＞ 宛名管理システムにおいては、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報（5情報）とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務（システム）以外では、アクセスできないようにしている。 ＜滞納管理システムにおける措置＞ ・番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。（個人番号を物理的に表示しない）また、滞納管理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・滞納管理システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ＜滞納管理システムの運用における措置＞ ・滞納管理システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	＜滞納管理システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ＜滞納管理システムにおける措置＞ ・不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容	・秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法	情報セキュリティ事故防止を目的とし、委託事業者が再委託先に「秘密情報管理実施要領」を遵守させている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新をしている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【物理的対策】 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウド事業者が提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	・毎年、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。

10. その他のリスク対策
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びそのデータの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事業の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	甲府市　市民部市民税課 400-8585　山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
②請求方法	甲府市個人情報保護条例（平成１５年条例第４２号）の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	甲府市　市民部市民税課 400-8585　山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
②対応方法	特定個人情報ファイルの取扱いに関する苦情は、口頭又は文書により受け付ける。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	平成27年7月31日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3．第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月8日	Ⅱ（賦課情報F）－４－委託事項5③④	未記入	委託先：株式会社TKC　再委託なし	事前	
令和6年11月8日	Ⅱ（賦課情報F）－６－保管場所	・当市では課税データを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・建物及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置としては、中間サーバー･プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 　特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・eLTAX認定委託先事業者における措置としては、サーバは認定委託先事業者のデータセンター内に設置され、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理するとともに、サーバーへのアクセスもシステム運用担当社員に限定している。 特定個人情報は、データセンター内の金庫に保管され、データの持ち出しは認定委託先事業者変更の際のみに限定される。	・クラウドサービスの利用において、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止等の契約をし厳重に管理する。 ・特定個人情報は、クラウドサービスを利用したデータベース内に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存される。 を追記	事前	

令和6年11月8日	Ⅱ（収納情報F）－６－保管場所	・当市では課税データを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・建物及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。	・クラウドサービスの利用において、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止等の契約をし厳重に管理する。 ・特定個人情報は、クラウドサービスを利用したデータベース内に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存される。 を追記	事前	
令和6年11月8日	Ⅱ（処分情報F）－６－保管場所	・当市では課税データを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・建物及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。	・クラウドサービスの利用において、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止等の契約をし厳重に管理する。 ・特定個人情報は、クラウドサービスを利用したデータベース内に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存される。 を追記	事前	

令和6年11月8日	Ⅱ（収納情報F）-4－委託事項2―④	再委託しない	再委託する	事前	
令和6年11月8日	Ⅱ（収納情報F）-4－委託事項2―⑤	未記入	契約書に定められた協力事業者以外は、原則として再委託は行わない。なお、契約書に定められた協力事業者は契約締結時に特定個人情報の適切な安全管理措置が図られていることを確認している。 協力事業者以外の事業者に再委託を行う場合は、委託事業者から書面にて再委託願及び再委託先から特定個人情報の適正な安全管理措置が図られていることが確認できる書類を授受し承諾書を発行する。 また、委託先及び再委託先に対して実地監査、調査等を行うことができることとしている。	事前	
令和6年11月8日	Ⅱ（収納情報F）-4－委託事項2―⑥	未記入	督促状等の印刷及び封入・封緘作業を行う。	事前	
令和6年11月8日	Ⅱ（収納情報F）-2－⑥	収納課	収納推進課収納係	事後	
令和6年11月8日	Ⅱ（処分情報F）-2－⑥	滞納整理課	収納推進課滞納整理係	事後	
令和6年11月8日	Ⅱ（収納情報F）-3－④―使用部署	滞納整理課、市民税課、資産税課、健康保険課、介護保険課、住宅課等	収納推進課、市民税課、資産税課、健康保険課、長寿介護課、住宅課等	事後	
令和6年11月8日	Ⅱ（処分情報F）-3－④―使用部署	収納課、滞納整理課、市民税課、資産税課、国民健康保険課、高齢者福祉課、介護保険課、住宅課等	収納推進課、市民税課、資産税課、健康保険課、長寿介護課、住宅課等	事後	
令和6年11月8日	Ⅱ（処分情報F）-3－①―入手元	収納課、滞納整理課、市民税課、資産税課、国民健康保険課、高齢者福祉課、介護保険課、住宅課等	収納推進課、市民税課、資産税課、健康保険課、長寿介護課、住宅課等	事後	
令和6年11月8日	Ⅱ（収納情報F）-3－①―入手元	収納課、滞納整理課、市民税課、資産税課、国民健康保険課、高齢者福祉課、介護保険課、住宅課等	収納推進課、市民税課、資産税課、健康保険課、長寿介護課、住宅課等	事後	

令和6年11月8日	Ⅲ（賦課情報F）－７－その他の措置の内容	・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新をしている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・中間サーバー･プラットフォームにおける措置として、中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 　中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 　導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・eLTAX認定委託先事業者における措置として、サーバーを認定委託先事業者のデータセンターに設置し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。データはデータセンター内の金庫に保管するとともに、システムの運用環境と開発環境を完全分離し他業務との混在によるリスクを回避する。 　サーバーへの外部からのアクセスはLGWAN回線のみ許可（暗号化あり）するとともに、内部でのアクセス制限、操作端末の生体認証によるロック解除、アクセスログの確認を行う。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【物理的対策】及び【技術的対策】を追記	事前	
令和6年11月8日	Ⅲ（賦課情報F）－10	未記入	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びそのデータの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事業の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。	事前	

令和6年11月8日	Ⅲ（収納情報F）－７－その他の措置の内容	・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新をしている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・中間サーバー･プラットフォームにおける措置として、中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 　中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 　導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・eLTAX認定委託先事業者における措置として、サーバーを認定委託先事業者のデータセンターに設置し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。データはデータセンター内の金庫に保管するとともに、システムの運用環境と開発環境を完全分離し他業務との混在によるリスクを回避する。 　サーバーへの外部からのアクセスはLGWAN回線のみ許可（暗号化あり）するとともに、内部でのアクセス制限、操作端末の生体認証によるロック解除、アクセスログの確認を行う。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【物理的対策】及び【技術的対策】を追記	事前	
令和6年11月8日	Ⅲ（収納情報F）－10	未記入	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びそのデータの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事業の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 を追記	事前	

令和6年11月8日	Ⅲ（処分情報F）－７－その他の措置の内容	・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新をしている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・中間サーバー･プラットフォームにおける措置として、中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 　中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 　導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・eLTAX認定委託先事業者における措置として、サーバーを認定委託先事業者のデータセンターに設置し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。データはデータセンター内の金庫に保管するとともに、システムの運用環境と開発環境を完全分離し他業務との混在によるリスクを回避する。 　サーバーへの外部からのアクセスはLGWAN回線のみ許可（暗号化あり）するとともに、内部でのアクセス制限、操作端末の生体認証によるロック解除、アクセスログの確認を行う。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【物理的対策】及び【技術的対策】を追記	事前	
令和6年11月8日	Ⅲ（処分情報F）－10	未記入	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びそのデータの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事業の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 を追記	事前	

令和6年11月8日	Ⅳ－１－①	甲府市　企画財務部市民税課 400-8585　山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	甲府市　市民部市民税課 400-8585　山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	事後	
令和6年11月8日	Ⅳ－２－①	甲府市　企画財務部市民税課 400-8585　山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	甲府市　市民部市民税課 400-8585　山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	事後	
令和6年11月8日	別添1	【賦課情報ファイル】	項目の追加	事後	
令和7年9月24日	Ⅰ（基本情報）-2システム9,10	未記入	個人住民税申告の電子化に伴い新規利用システム（個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理） を追記	事前	
令和7年9月24日	Ⅱ（賦課情報F）-３－②ー入手方法	eLTAXシステム（eLTAX国税連携システム、eLTAX審査システム）	マイナポータル申請管理を追記	事前	
令和7年9月24日	Ⅲ－２ーリスクに対する措置の内容	（1）対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 　既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」と言う。）からの住民票関係情報の入手につい ては、既存住基システムに登録された情報を統合宛名管理システム経由で取得するため、課税対象者 である甲府市民以外の情報を入手することはない。 　住民からの申告書を受け付ける際には、本人が記載した住所・氏名・生年月日による身元確認及び 個人番号カード等による番号確認を実施し、課税対象者とならない者に対しては申告すべき先の指導 を行う。	（1）に「マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。」と「申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。」を追記。 （2）に「住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不な情報を送信してしまうリスクを防止する。」 を追記	事前	

令和7年9月24日	Ⅲ－3ーリスク2　ユーザ認証の管理	既存住基システムへのアクセスは、職員ごとに認証を行う。また、職員ごとに利用できる機能に制限を かけ、権限のない機能は利用できない仕組みとする。	＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事前	
令和7年9月24日	Ⅲ－3ーリスク2　その他の措置の内容	（1）従業者が事務外で使用するリスクへの措置 　システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 　システム利用職員への、事務外利用の禁止等を徹底する。 （2）特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 　システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ 以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し徹底する。	（1）に＜マイナポータル申請管理における措置＞ 「サービス検索・電子申請機能へのへアクセスできる端末を制限する。」を追加 （2）に＜マイナポータル申請管理における措置＞ 　システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、外部記憶媒体へ限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 を追加	事前	
令和7年9月24日	Ⅲ－7　その他の措置の内容	・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新をしている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 以下省略	＜マイナポータル申請管理における措置＞ 【物理的対策】 ・システムを使用する端末については、セキュリティーワイヤーによる固定を行う。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可としている。 【技術的対策】 ・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏洩等が起こらないようにしている。 を追加。	事前	

令和7年9月24日	Ⅲ－7　特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	以下を追記 【物理的対策】 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 省略 【技術的対策】 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 省略	事前	
令和7年9月24日	Ⅲ－6　情報提供ネットワークにシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	「特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。」	以下の通りに記載内容を変更。 「特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー･プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。」	事前	
令和8年10月20日	Ⅰ（基本情報）-2-③他のシステムとの接続	記載なし	その他（サービス検索・電子申請機能） を追記	事後	
令和8年10月20日	Ⅰ（基本情報）-2-システム11	記載なし	サービス検索・電子申請機能 を追記	事後	
令和8年10月20日	Ⅱ（賦課情報F）-3－②一入手方法	eLTAXシステム（eLTAX国税連携システム、eLTAX審査システム）、マイナポータル申請管理	以下を追加 サービス検索・電子申請機能	事後	
令和8年10月20日	Ⅱ（賦課情報F）-6一保管場所	・当市では課税データを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・建物及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 以下省略	以下を追加 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 以下省略	事後	

令和8年10月20日	Ⅲ（賦課情報F）－２　リスクに対する措置の内容	（1）対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 　既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」と言う。）からの住民票関係情報の入手につい ては、既存住基システムに登録された情報を統合宛名管理システム経由で取得するため、課税対象者 である甲府市民以外の情報を入手することはない。 　住民からの申告書を受け付ける際には、本人が記載した住所・氏名・生年月日による身元確認及び 個人番号カード等による番号確認を実施し、課税対象者とならない者に対しては申告すべき先の指導 を行う。 以下省略	以下を追加 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ・マニュアルやWeb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	
令和8年10月20日	Ⅲ（賦課情報F）－２　特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置】 省略 【入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置】 省略 【入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置】 省略	事後	

令和8年10月20日	Ⅲ（賦課情報F）－3ーリスク2 その他の措置の内容	（1）従業者が事務外で使用するリスクへの措置 　システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 　システム利用職員への、事務外利用の禁止等を徹底する。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 　サービス検索・電子申請機能へのへアクセスできる端末を制限する。 以下省略	以下を追加 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【アクセス権限の発効・失効の管理】 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 省略 【アクセス権限の管理】 省略 【特定個人情報の使用の記録】 省略	事後	
令和8年10月20日	Ⅲ（賦課情報F）－3ーリスク2 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	本ファイルを表示させるディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 　本ファイルを表示させるディスプレイ画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。	以下を追加 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【従業者が事務外で使用するリスクへの措置】 省略 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置】 省略	事後	
令和8年10月20日	Ⅲ（賦課情報F）－7　その他の措置の内容	・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新をしている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・中間サーバー･プラットフォームにおける措置として、中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 以下省略	以下を追加 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【物理的対策】 省略 【技術的対策】 省略	事後	

令和8年10月20日	Ⅲ（賦課情報F）－7　特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【物理的対策】 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 以下省略	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置】 省略 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置】 省略	事後	